一　保安林の所在場所　長野県大町市社字有ヶ峯四四八四の一、四四八四のイ、四四八四のロの一、四四八六、字柴平四五一一、字丹生子四四二五の一、四五〇五、四五〇六の一、四五〇六の二、四五〇七の一、四五〇七の二、四五〇八の一、四五〇八の二、四五〇九の一、四五〇九の二、四五一〇の一から四五一〇の三まで、四五一二、四五一六、四五一七、四五一九、字日影四四二五のイ、四四二六、四四二七、字日向山四四八七、字細洞四四八〇、四四八一、四四八三、字宮ノ入四八一一から四八一九まで、四八二〇の一、四八二〇のイの一、四八二〇のイの二、四八二一から四八二四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字有ヶ峯四八四の一、四四八四のロの一、四四八六（次の図に示す部分に限る。）、字柴平四五一一、字丹生子四四二五の一、四五〇五、四五〇六の一、四五〇六の二、四五〇七の一、四五〇七の二、四五〇八の一、四五〇八の二、四五〇九の一、四五〇九の二、四五一〇の一から四五一〇の三まで、四五一二、四五一六、四五一七、四五一九、字日影四四二五のイ、四四二六、四四二七、字日向山四四八七、字宮ノ入四四八一一から四八一五まで、四八二〇のイの一、四八二一から四八二四まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県大町市美麻字ヘツリ五〇四七の一、五〇五一の一、五一四九、五一五〇、五一五二の一、五一五三、五一五四の一、五一五五、五一五六、五一五八の一、字上平向五一五九の一、五一六〇から五一七五まで、五一七六の一、五一七六の二、五一七六のハ、字堂ノ入五一七七、五一七九のイ、五一七九のロ、五一八〇、五一八一、五一八二のイ、五一八二のロ、五一八二のハ、五一八三から五一八五まで、五一八六の一、五一八六のイ、五一八七から五一九〇まで、五一九一のイ、五一九一のロ、五一九二のイ、五一九二のロ、五一九三のイ、五一九三のロ、五一九四のイ、五一九四のロ、五一九五のイ、五一九五のロ、五一九六から五二〇五まで、五二〇六の一、五二〇六のロ、五二〇七のイ、五二〇七のロ、五二〇八、五二〇九のイ、五二〇九のロ、五二〇九のハ、五二〇九のニ、五二一三の一、五二一三のロ、五二一四、五二一五、五二一六のイ、五二一六のロ、五二一六のハ、五二一七の一、五二一七のイ、五二一八、五二一九のイ、五二一九のロ、五二二〇、五二二一、五二二二のイ、字上平巾五二二二のロ、五二二三の二、字上平五二四一の一、五二四二のイ、五二四二のロ、字堂ノ上五二四三から五二四五まで、字神ナシ五二四六から五二五二まで、五二五三の一、五二五三の二、五二五四、五二五六から五二五八まで、字家ノ上五三六二の一、五三六二の二、字浦山五三六三、字蛇窪二七〇〇九、二七〇一〇、二七〇一二、二七〇一三、二七〇一四のイ、二七〇一四のロ、二七〇三八の三、字他所場二七〇一五のイ、二七〇一五のロ、二七〇一五のホ、二七〇三七の一、二七〇三七の二、字麻畑頭二七〇一六、二七〇一七のイ、二七〇一七のロ、二七〇一七のハ、二七〇一八のイ、二七〇一八のロ、二七〇一八のハ、二七〇一九のロ、字家ノ下二七〇一九のイ、字家ノ前二七〇二一のイの一・二七〇二一のイの二・字池ノ下二七〇二五のイ・二七〇二五のロ・字向イ二七〇二七・字裏林二七〇二八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字向イ口二七〇二七〇二九、二七〇三〇の一、字向イ口二七〇四七（次の図に示す部分に限る。）、字家下二七〇四八の一、二七〇四八の二、字うら林二七〇五〇（次の図に示す部分に限る。）、字うら山二七〇五一、字裏山二七〇五二のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市川岸字小洞本久保三一六二の一、三一六二の二、三一六二の三、諏訪郡下諏訪町字雁沢二〇九一の三、二〇九三のイ、字棚二〇九三の一、字鈴川口二〇九六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに岡谷市役所及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省
環境省
○国土交通省告示第六十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年三月一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月十四日

届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

特定特殊自動車の型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
キャタピラー　T－E	D8　UDS－C15	〃	〃

○経済産業省
環境省
○国土交通省告示第六十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年三月五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月十四日

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－64	キャタピラー　T－E	D8　UDS－C15	〃	〃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1102	日立　ZC35T－3	D1703－EDM	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目5番1号
NV－1103	日立　ZC35C－3	〃	〃	〃
NV－1104	日立　ZC50T－3	〃	〃	〃
NV－1105	日立　ZC50C－3	〃	〃	〃